令和６年１月９日

　保護者各位

　 　　　 高岡市教育委員会

　 　　 学校教育課長　岩田　正弘

令和６年能登半島地震にかかる災害救助法の適用に伴う

学用品の給与申請について

　この度は、被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。

今回の災害で喪失又は損傷した学用品の給与を希望する方は、各学校へお申し出ください。申請書は各学校に用意してあります。

なお、現物支給ですのでメーカー等の指定はできません。また、すでにご用意されたものについては申請対象外となります。

記

(1)　申請期限 **令和６年１月11日（木）**

(2)　給与品目

|  |  |
| --- | --- |
| 教科書 | 教科書、教育委員会の承認を受けている準教科書、ワークブック、問題集等の教材 |
| 文房具 | ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等の文房具 |
| 通学用品 | 傘、靴、長靴等の通学用品 |
| その他 | 運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付ハーモニカ、工作用具、裁縫用具　等 |

(3)　給与限度額

|  |  |
| --- | --- |
| 小学校児童 | ４，８００円以内 |
| 中学校生徒 | ５，１００円以内 |

　※　今回の災害で住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水したことにより、学用品が喪失若しくは損傷等し、使用することができず、就学上支障のある児童生徒が対象です。

※　り災証明書の写しを添付してください。（後日提出可）

　※　給与限度額を超える場合でも、内閣府との協議によって認められる場合があります。必要な学用品について、金額に関わらず、優先度の高いものから記入願います。

事務担当　学校教育課学務係（小山）

　　　　電話：２０－１４４９